

(募集要領)

別紙 1

令和6年度地域公共交通等運行継続緊急支援事業について

1 業務内容

補助事業者は、本事業の円滑な実施のため、以下の業務を行います。

- (1) 本事業を管理運営するための事務局の設置
- (2) 本事業に関する相談、問い合わせ等へ対応するためのコールセンターの設置
- (3) 緊急支援金の交付申請に関する募集案内
- (4) 緊急支援金の交付申請に関する審査及び申請者に対する緊急支援金の支給
 - ア 申請書の審査
 - イ 交付対象者に対する交付決定業務
 - ウ 緊急支援金の支払
- (5) その他事業管理に必要な事項

2 緊急支援金の交付要件等

緊急支援金の交付要件等に関しては、別紙2に定めるほか、補助事業者が定める支給規程によるものとします。

なお、支給規程は、以下の事項を記載するものとします。

- (1) 緊急支援金の交付対象要件及び交付額
- (2) 緊急支援金の交付申請
- (3) 緊急支援金の交付決定及び額の確定
- (4) 申請の取り下げ
- (5) 緊急支援金の支払
- (6) 交付決定の取消し
- (7) 緊急支援金の返還
- (8) 関係書類の保管
- (9) その他必要な事項

3 地域公共交通等運行継続緊急支援事業の実施に関する福島県との調整

補助事業者は、緊急支援金の交付申請の状況及び交付決定等に関して、必要に応じ、福島県知事に指示を仰ぐものとします。

また、事業継続の可否に関わる事態が発生した場合は、補助事業者は速やかに福島県知事の指示を仰ぐものとします。

4 指導監督等

- (1) 福島県は、補助事業者による本事業の実施に関し、指導監督を行います。
- (2) 補助事業者は、事業の実施に疑義が生じたとき、又は事業の実施に支障が生じたとき等必要に応じ、遅滞なく福島県に対し、報告及び相談を行うものとします。
- (3) 福島県は、補助事業者に対し、事業の実施状況の報告を求め、必要に応じ、改善等

の指導及び助言を行うことができるものとします。

(4) 補助事業者は、本事業の事務実施体制の大幅な変更等、本事業の実施に影響を及ぼす事情が生じたときは、福島県に対し、速やかに報告するものとします。

5 事業実施に関して補助事業者が他者に与えた損害等に係る費用の取扱い

補助事業者が本事業の実施に関して他者に損害等を与えた場合、これに要する費用への対応については、福島県と協議するものとします。